

食品安全委員会（第908回会合）議事概要

日 時:令和5年8月1日(火) 14:00~14:25
場 所:食品安全委員会大会議室
出席者:山本委員長ほか6名出席
傍聴者:一般5名

(1) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について

・農薬「イソピラザム」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明。

本件について、意見・情報の募集は行わないこととし、農薬第四専門調査会におけるものと同じ結論、

「イソピラザムの許容一日摂取量 (ADI) を0.055 mg/kg体重/日、急性参照用量 (ARfD) を0.3 mg/kg体重と設定する。」

との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）に通知することとなった。

・農薬「プロシミドン」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明。

本件について、意見・情報の募集は行わないこととし、農薬第四専門調査会におけるものと同じ結論、

「プロシミドンの許容一日摂取量 (ADI) を0.035 mg/kg体重/日、一般の集団に対する急性参照用量 (ARfD) を0.3 mg/kg体重、妊婦又は妊娠している可能性のある女性に対する急性参照用量 (ARfD) を0.035 mg/kg体重と設定する。」

との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）に通知することとなった。

・薬剤耐性菌「ツラスロマイシン及びケトプロフェンを有効成分とする牛の注射剤（ドラクシンKP）」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明。

本件について、意見・情報の募集は行わないこととし、薬剤耐性菌に関するワーキンググループにおけるものと同じ結論、

「評価対象動物用医薬品が、牛に使用された結果としてハザードが選択され、牛由来の畜産食品を介して、人がハザードにばく露され、人用抗菌性物質による治療効果が減弱又は喪失する可能性は否定できない。そのリスクを推定した結果、リスクの程度は低度であると考えた。

なお、薬剤耐性菌については、現時点では詳細な科学的知見や情報

が必ずしも十分とはいえず、また、リスク評価の手法についても国際的にも十分確立されていないと考えられるため、国際機関における検討状況等を含め新たな科学的知見・情報の収集が必要である。」

との審議結果が了承され、リスク管理機関（農林水産省）に通知することとなった。